

## 桂浜公園整備手法等調査業務 公募型プロポーザル募集要領

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

桂浜公園整備手法等調査業務

#### (2) 目的

本調査は、桂浜公園の再整備に向けた整備手法や運営管理について、桂浜公園整備基本計画の内容を踏まえ、民間の経営原理や資金を導入したPFI方式（又はPFI方式が適当でない場合はその他の方式）の導入・実施の可能性について検討・整理し、必要となる調査、分析、資料作成等により、実施方針につなげることを目的とする。

#### (3) 業務内容

別添「桂浜公園整備手法等調査業務仕様書」のとおり。ただし、契約締結時における仕様書は、受託者の企画提案内容により変更する場合がある。

#### (4) 委託期間

契約締結日から平成30年2月28日まで

#### (5) 予算限度額

20,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 2 参加資格要件

下の(1)～(5)全てに該当すること。

なお、公表日から契約までの期間中に(1)～(5)のいずれかに該当しないことが明らかになった場合は失格とする。

#### (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に該当しない者

#### (2) 本市の平成27・28年度高知市建設工事等一般競争入札（指名競争）入札参加資格、又は平成28・29年度物件等競争入札参加資格を有する者

ただし、平成29・30年度高知市建設工事等一般競争入札（指名競争）入札参加資格申請、又は平成28・29年度物件等競争入札参加資格審査申請（追加登録）を平成29年5月31日までに行っており、契約締結日までに入札参加資格を有する見込みの者も含む。

#### (3) 本市から指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない者

#### (4) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。

#### (5) 代表者又は役員等が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第4条各号のいずれにも該当しない者

### 3 審査及び評価基準

#### (1) 審査方法

公募型プロポーザル方式により、審査は2段階で実施する。

① 1次審査は、参加資格要件確認のための書類審査を実施し、企画提案書の提出者を選定

する。

② 2次審査は、2次審査評価基準に基づく書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、総合得点を基に最も優れた企画提案書の提出者及び次点者を特定する。なお、プレゼンテーションは20分以内、質疑は15分程度とする。プレゼンテーションの際にパソコン等の使用も認めるが、スクリーン及びプロジェクター以外の機器は各自用意すること。  
※受託候補者は、最も優れた企画提案書の提出者とする。また、受託候補者が参加資格要件を有しなくなった場合又は辞退した場合は、次点者を受託候補者とする。

(2) 審査委員構成

委員長1人、副委員長1人、委員3人 計5人

(3) 審査基準

ア 1次審査の参加資格要件確認は、前ページ「2 参加資格要件」のとおりとする。

イ 2次審査の評価基準は、別記「審査基準」のとおりとする。

(4) 審査結果通知

1次審査結果は、参加意向申出者全員に書面で通知する。また、2次審査結果は、企画提案書の提出者全員に書面で通知する。

#### 4 実施スケジュール(予定)

説明会	平成29年5月18日(木)
質疑書の提出期限	平成29年5月23日(火)
質疑に対する回答	平成29年5月29日(月)
参加意向申出書の提出期限	平成29年6月2日(金)
参加資格確認結果の通知	平成29年6月上旬
企画提案書の提出期限	平成29年6月26日(月)
プロポーザル選定委員会の審査 (プレゼンテーション)	平成29年7月5日(水)
審査結果の通知	平成29年7月中旬
契約の締結	平成29年7月下旬

#### 5 説明会

(1) 開催日時

平成29年5月18日(木) 午前10時00分から

(2) 開催場所

高知市たかじょう庁舎 6階人事課会議室(高知市鷹匠町2丁目1-43)

(3) 申込書類

説明会参加申込書(様式第1号)

(4) 申込方法

FAXにより申込みすること。 ※会場の都合により、1事業者2名までの参加とする。

- (5) 申込期限  
平成 29 年 5 月 17 日（水） 午後 5 時（必着）
- (6) 申込先  
高知市商工観光部観光振興課  
F A X 番号：088-823-9415

## 6 質疑・回答

- (1) 提出書類  
質問書（様式第 2 号）
- (2) 提出方法  
F A X 又は電子メールにより提出すること。 ※提出後、電話にて着信の確認を行うこと。
- (3) 提出期限  
平成 29 年 5 月 23 日（火） 正午（必着）
- (4) 提出先  
高知市商工観光部観光振興課  
F A X 番号：088-823-9415  
E-mail：kc-150300@city.kochi.lg.jp
- (5) 回答方法  
平成 29 年 5 月 29 日（月）正午に高知市観光振興課ホームページに掲載する。

## 7 参加意向申出書

- (1) 提出書類
  - ア 参加意向申出書（様式第 3 号） 1 部
  - イ 資格要件確認書（様式第 4 号） 1 部
  - ウ 企業概要がわかるパンフレット等 10 部
- (2) 提出方法  
提出書類は紙媒体とし、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (3) 提出期限  
平成 29 年 6 月 2 日（金） 午後 5 時（必着）
- (4) 提出先  
高知市商工観光部観光振興課  
〒780-8571 高知市鷹匠町 2 丁目 1 番 36 号
- (5) 参加資格審査及び結果通知  
参加意向申出書の提出があった者について資格審査を行い、審査結果を参加資格確認結果通知書により通知する。なお、資格審査により失格となった者は、通知を受けた日の翌日から起算して 7 日以内に、この理由について説明を求めることができる。

## 8 企画提案書作成要領

- (1) 提出書類  
ア～カについては、正本 1 部、副本 9 部、キについては 1 部、提出すること。
  - ア 企業の業務実績調書（様式第 5 号）
  - イ 業務の実施体制（様式第 6 号）
  - ウ 配置予定技術者の資格・経歴等（様式第 7 号の 1，様式第 7 号の 2）
  - エ 企画提案応募申請書（様式第 8 号）
  - オ 企画提案書（任意様式）

下記項目が記載された企画提案書

※様式は、下記の提案課題ごとにA4判片面（A3折込可）で2枚以内とし、様式の向きは、縦又は横のいずれかで統一すること。主要な文字の大きさ（ポイント数）は10.5ポイント以上とする。なお、表紙や目次は、制限枚数に含まない。

・課題1 業務の実施方針に関する提案

提案にあたっては、以下の点を中心に、業務の実施方針がわかりやすい提案とすること。

- ・提案者の優位性に基づいた本業務の実施方針、業務実施課題の認識等
- ・業務手順・工程

・課題2 参考他事例に関する提案

提案にあたっては、以下の点を中心に、桂浜公園に有効活用できる取組事例について、提案すること。

- ・桂浜公園の参考となる他の都市公園等の取組事例の概要
- ・本事業に応用する場合の課題・条件等の分析及び解決策

・課題3 民間活力導入にあたっての提案

提案にあたっては、以下の点を中心に、民間活力の導入について、桂浜公園の特色を踏まえ、具体的かつ実現可能な提案とすること。

- ・民間活力の導入を検討するうえでの重視すべき視点
- ・特色と考えられる視点
- ・想定される課題と解決策

・課題4 事業の実施手法・体制に関する提案

提案にあたっては、以下の点を中心に、実施手法や体制において、提案者のノウハウや経験に基づく提案とすること。

- ・事業方式・事業形態の選定手法
- ・事業費や収支見込の算定手法

・課題5 民間事業者の参入意欲調査の具体的手法の提案

提案にあたっては、以下の点を中心に、調査を実施するうえで、調査対象範囲や調査規模等について、提案者の優位性が感じられる提案とすること。

- ・具体的な実施手法及び実施体制等

カ 業務参考見積書（任意様式）

キ 情報非公開希望申立書（様式第9号）

(2) 提出方法

提出書類は紙媒体とし、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(3) 提出期限

平成29年6月26日（月） 正午（必着）

(4) 提出先

高知市商工観光部観光振興課  
〒780-8571 高知市鷹匠町2丁目1番36号

(5) 留意事項

ア 企画提案書は1者1提案とする。

イ 企画提案書を受理した後の差し替え，追加，削除等は一切認めない。

## 9 問い合わせ先

〒780-8571 高知市鷹匠町2丁目1番36号  
高知市商工観光部観光振興課 担当：國沢  
電話番号：088-823-9457 F A X 番号：088-823-9415  
E-mail：kc-150300@city.kochi.lg.jp

## 10 その他留意事項

- (1) 企画提案に要する費用は，全て提案者の負担とする。
- (2) 提案資格を有することについての資格確認後において，次のいずれかに該当するときは，当該契約に係る資格を失うものとし，既に提出された企画提案書は無効とする。
  - ア 参加資格を満たさないこととなったとき。
  - イ 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
  - ウ 提出書類に不備があった場合，若しくは指示した事項に違反した場合。
  - エ 審査委員，市職員又は当該プロポーザル関係者に対して，当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合。
- (3) 提出された書類は，理由の如何に関わらず返却しない。
- (4) 提出された書類は，提案者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (5) 提出された書類は，審査及び説明並びに公表のために，その写しを作成し使用することができるものとする。
- (6) 提出された書類は，高知市行政情報公開条例（平成12年条例第68号，以下「条例」という。）に基づく情報公開請求があった場合，公開することにより，当該法人等又は当該事業を営む個人の権利，競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由があるもの（条例第9条第1項第3号該当）を除き公開することとする。したがって，提案内容に条例第9条第1項第3号に該当する部分がある場合は，企画提案書を提出する際に，非公開とする部分と具体的な理由を記載した書類（様式第9号）を提出すること。ただし，非公開の申出があった部分であっても，合理的な理由がないと判断する場合や公開することが公益上必要であると認める場合などは，公開することがある。
- (7) 参加を辞退するときは，必ず高知市観光振興課に参加辞退届（様式第10号）を提出すること。なお，辞退することによって，今後の本市との契約等について不利になることはない。
- (8) 選定結果等についての不服及び異議申立ては認めない。
- (9) 契約締結後，次に掲げる事項を公表する。業務概要，契約相手方の名称及び所在地，契約締結日，契約金額，提案者の順位及び得点（受託者以外の提案者の名称は公表しないこととする。），その他必要な事項。

(別記)

2次審査評価基準

評価項目	配点	評価の視点
(1) 企業の評価	5点	<ul style="list-style-type: none"><li>・類似業務の実績が十分にあるか。</li><li>・高知市内に主たる営業所（本社又は本店），又は支社，支店，営業所等を有しているか。</li></ul>
(2) 配置技術者の評価	5点	<ul style="list-style-type: none"><li>・予定担当技術者は類似業務の実績が十分にあるか。</li><li>・予定担当技術者は他の手持ち業務の状況から本委託業務を遂行できる状況であるか。</li></ul>
(3) 業務遂行能力	10点	<ul style="list-style-type: none"><li>・業務に必要な人員体制，役割分担がなされているか。</li></ul>
(4) 企画提案書	15点	(課題1) <ul style="list-style-type: none"><li>・業務内容の理解及び課題の認識等がなされているか。</li><li>・効率的で無駄の無い作業工程であるか。</li></ul>
	10点	(課題2) <ul style="list-style-type: none"><li>・有益かつ注目すべき事例が選定されているか。</li><li>・本事業に応用するうえで，課題等について，適切な分析がなされ，課題解決策について有益な提案がなされているか。</li></ul>
	15点	(課題3) <ul style="list-style-type: none"><li>・着眼点，分析力が優れているか。</li><li>・具体的かつ実現可能な提案であるか。</li></ul>
	15点	(課題4) <ul style="list-style-type: none"><li>・分析力が優れ，実現可能な提案であるか。</li><li>・提案者のノウハウや経験に基づく提案となっているか。</li></ul>
	20点	(課題5) <ul style="list-style-type: none"><li>・調査方法の具体性，業務目的との整合性があるか。</li><li>・調査に必要な情報や協力者等のネットワークを持っているか。</li></ul>
(5) 業務参考見積額	5点	<ul style="list-style-type: none"><li>・適正な金額であるか。</li></ul>
合計	100点	

(参考)

○地方自治法施行令第 167 条の 4

(一般競争入札の参加者の資格)

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
  - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - 五 正当な理由がなくして契約を履行しなかつたとき。
  - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
  - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（抜粋）

(市の事業等からの暴力団の排除)

第 4 条 市長は、市の事業等の契約等の相手方又はその役員等について警察等関係機関が次の各号のいずれかに該当する者として確認したときは、次条から第 10 条までに定めるところにより、市の事業等から排除するための措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団又は暴力団員等
- (2) その契約に係る業務、補助金に係る事業又は公の施設の管理に係る業務（以下「業務等」という。）に関し、暴力団員等を使用したと認められる者
- (3) 暴力団員等を雇用している者
- (4) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたと認められる者
- (5) 暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人の役員である者
- (6) その業務等に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用していると認められる者
- (7) 市の事業等に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用していると認められる者
- (8) その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると市長が認める者